

第22回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年12月8日(金) 午後1時00分から午後3時30分
2. 開催場所 市役所1号会議室(新館5階)
3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆

4. 欠席委員(1人)

19番 荻原昌之

5. 議事日程

議事

- 議案第178号 農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出について
議案第179号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について
議案第180号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第181号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第182号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第183号 農地転用許可後の計画変更承認申請について
議案第184号 農地改良届出について
議案第185号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
(除外)

議案第186号 糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
(計画変更)

6. その他

- 1) 非農地調査の結果について (報告)
- 2) 農地法第3条の規定による許可申請の取り消し願申請について
- 3) 農地移動適正化あっせんてんまつについて
- 4) 農地対策委員会 (A班) 報告について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表 (11月認定分)
- 7) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局 井上職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。引き続き、職務代理人の音頭で農業委員会憲章の唱和を行います。よろしくお願いいたします。

職務代理人 皆さん、こんにちは。今、怡土地区は地域計画の説明会で各地区を回っておるんですけど、その中で先だってアンケートを取った結果も出ております。そこにも書いてありますが、怡土地区では70歳以上の方がやはり、70歳、80歳以上の方で農業をしてある方が大体53%ということが出ております。それから後継者がいない、分からないという方が79%。農業を辞めたいという方が9%、この数字は大体、どこも似通った数字じゃなかろうかと思えます。

これから、地域計画も細部にわたっていろいろ検討していかなくてはならないということで、皆さん方も分かったと思えますけど、立派な地域計画ができますように皆さん、ひとつご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより第22回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は荻原委員から欠席の報告が出ております。現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。

それでは、農業委員会憲章を唱和しますので、御起立をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。師走になって本当忙しい中にお集まりをいただきありがとうございます。

今年もあと残すところ二十何日かというぐらいで、また来年新しい年になればまた最後の年ということにもなってまいります。来年になったらまた気を引き締めて、農業委員会活動に頑張っていきたいなというふうに思っております。

また、今日は職務代理に議事を進めていただきますけれども、自分がちょうど入院してまして、調査部会等々に出席できなかったもんで、調査部会に出とらんのに議事も進められんということで、今日は井上職務代理にお願いをしております。

また、4時から推進会議ということになっておりますので、なるべく早く総会も終わらせたいなというふうにも考えております。皆様方の御協力

をよろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人を指名いたします。丸山文子委員と宗敏郎委員
よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。職務代理のほうよりよろしく
よろしくお願いいたします。

職務代理者 はい。事務局。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。

議案第178号「農地移動適正化あっせん譲受候補者名簿登録申出に
ついて」。あっせん譲受候補者名簿への登載申出が2件出ております。読
み上げて提案させていただきます。受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それから、受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者 2件のあっせん譲受候補者の申出が出ておりますが、1番について、住
所は西区千里ということになっておりますが、出身は三雲でございますの
で、私のほうから経営概要を説明いたします。

お父さんは、以前は酪農をされてたんですが、もう高齢ということでは
かの人に譲られて、これからは水田経営をしながらということで息子さん
が譲受候補者登録の申出をされております。詳しくは私も知らないんです
けど、これから息子がしますのでよろしくということでした。

以上です。

では、2番の■■■■さんについて、ここも何か補足がありましたら。

農業委員 8番、古家です。■■■■さんはもう昔から地域で農業経営を営んであ
る家族でありますので、どうぞ皆さんよろしくお願ひしたいと思ひます。

職務代理者 今までは登録してなかったと。

農業委員 いや、してあったと思ひます。それしたと前に。

農業委員 息子さんのときかもしれませんね。

事務局 今までは■■■■さんの息子さんにつきましては登録があつたんです

が、今回はもう御本人の名前で登録をしたいということで今回、掲上させていただきます。

職務代理者 分かりました。この2名の方について何か質問がある方はお願いします。ないでしょうか。

(質問、意見なし)

職務代理者 ないようですので、2名の方の譲受候補者の登録に賛成の方、手を挙げてください。

(全員挙手)

職務代理者 全員の方です。
登録の申出賛成多数ということで申出、登録名簿に載せるようにいたします。

職務代理者 続きます。事務局。

事務局 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第179号「農地移動適正化あっせん申出について」。今回、あっせんの申出が4件出ております。申出地の場所につきましては、議案書の4ページから12ページに掲載しておりますので御参照ください。このうちの2番から4番につきましては、以前、申出があった分になるんですが、調整がつかなかったということで議案書の87ページにてんまつ書を添付しております。

それでは、提案をさせていただきます。まず、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きます。受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きます。受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者	<p>次に受付番号4番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>以上、提案説明がされました。あっせん委員を指名いたします。</p> <p>【地区別にあっせん委員を指名】</p> <p>譲受候補者が出るまで暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。</p> <p>(休 憩)</p>
職務代理者	再開します。 それでは、報告をお願いいたします。
推進委員	【候補者名読み上げ】
職務代理者	それでは、事務局のほうより再度、確認の報告をお願いいたします。
事務局	【地区別にあっせん委員及び譲受候補者を報告】
職務代理者	それでは、次の議事に入ります。事務局。
事務局	議案書の15ページをお願いいたします。 議案第180号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。
職務代理者	それでは、1番について藤嶋委員、お願ひします。
農業委員	受付番号1。
職務代理者	<p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>それでは、2番について古家春利委員。</p>

農業委員

受付番号 2。

【議案書に基づき読み上げて報告】

金額のほうは1反150万ということを聞いております。
以上です。

職務代理人

3番を三坂委員。お願いします。

農業委員

受付番号 3。

【議案書に基づき読み上げて報告】

一般売買で売買価格は、10アール当たり150万円です。
以上です。

職務代理人

続きまして、4番を加茂委員お願いします。

農業委員

受付番号 4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これにつきましては、譲渡人が亡くなっているんですけども、財産管理人という方が代行をされております。こちらのほうの遺贈の関係については、おじ、おいの関係です。よろしくお願いします。

職務代理人

5番を原田委員お願いします。

農業委員

受付番号 5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

親子間の贈与です。
以上です。

職務代理人

続きまして、6番を荻原委員ですが欠席ですので事務局お願いします。

事務局

受付番号 6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者 続きますして、7番を加茂委員お願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは今年の8月頃だったと思いますが、一度審議の結果、許可をいただいていたんですが、売買の面積が違ってたということで再度申請をされたものです。

単価については、坪5万ということで変わってないということをお伺いしています。

以上です。

職務代理者 8番につきましては、東司委員お願いします。

農業委員 番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

贈与で、これは親戚関係の贈与です。

職務代理者 続きますして、9番、10番、11番を古家委員お願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きますして、受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きますして、受付番号11。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者 続きますして、12番と13番を宗孝幸委員お願いします。

農業委員

受付番号 1 2 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号 1 3 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

あっせん売買です。よろしくお願ひします。

金額は 3 反で 3 5 0 万円になります。よろしくお願ひします。

職務代理者

1 4 番を古家委員お願ひします。

農業委員

受付番号 1 4 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

贈与になります。この方に関しましては、■■■■家より嫁として嫁がれたときに■■■■家より相続された■■■■さんが、管理ができないということで、本家のほうにお返ししますということで、親族間の贈与となっております。

職務代理者

続きまして、1 5 番を丸山委員お願ひします。

副会長

受付番号 1 5 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

親子間の贈与になります。

以上です。

職務代理者

では、1 6 番を藤嶋委員お願ひします。

農業委員

受付番号 1 6 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

職務代理者

1 7 番を古家委員お願ひします。

農業委員

受付番号17番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これは家族間の贈与となります。

職務代理者

では最後、18番を奥委員お願いします。

農業委員

受付番号18番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

新規就農で、現在、家の裏を借りてからタマネギを作ったり、野菜作ってあります。今度、買ったところを今度は自分でそういった野菜を作っていくということで自家消費です。一般売買です。よろしく願いいたします。

職務代理者

ありがとうございました。事務局。

事務局

補足をさせていただきます。まず、1番の案件につきまして、貸付地があるのですが、内容を聞き取りましたら、御自身が経営されてある作目にはちょっと土壌が合わなかったということでその部分については貸付を行っていますということでした。

それから、3番と6番と12番と18番、それぞれ新規になるんですが、そのそれぞれ自家消費で作りますということですので、面談は省略をさせていただきます。

それから、4番の案件なんですが、これも新規にはなるんですが、担当委員からの説明にもありましたように、遺言に基づく贈与ということになっておりますので、面談はこれも省略をさせていただきます。

それから、7番の案件、これも加茂委員のほうから説明がありましたけれども、今年の8月の総会で3条一旦許可をされて、受けられてある案件になるんですが、登記をするために測量を、現地測量を行われた結果が隣地の敷地がちょっとはみ出していたということで、前回の許可を取り消して、分筆後に再度申請をされている状況です。

許可の取り消し願につきましては、議案書の86ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

最後に13番と17番、こちらも貸付地がございますが、これはいずれも農業者年金受給のための経営移譲ということで確認が取れましたので、

御報告させていただきます。

すみません。続けて3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。議案書の13ページと14ページになります。審査項目6つございますが、1つでも「はい」に該当する場合は、原則として許可ができないということになっております。全て今回は「いいえ」に該当しておりますので、書類上の判断としましては許可相当であると判断しております。

以上です。

職務代理者 ありがとうございます。以上、提案と報告がありましたが、質疑を受けたいと思います。質問のある方。ないでしょうか。

(質問、意見なし)

職務代理者 ないようですので採決に入ります。
3条申請、許可と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理者 全員です。

職務代理者 事務局。

事務局 議案書の24ページをお願いいたします。
議案第181号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

職務代理者 第4条につきましては、第2調査部会で現地調査を行っておりますので、提案と報告をお願いします。

調査部会長 議案書の24ページをお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別紙の現地調査資料の1ページと2ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の25ページから29ページを参照ください。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがありますので、第1種農地です。

調査部会としましては、集落接続の例外規定に該当し、住宅建築を目的とした申請ですので許可相当であると判断をしております。

職務代理人 事務局。

事務局 引き続き基準表の説明をさせていただきたいと思います。議案書の23ページをお願いいたします。

農地法4条の規定による許可申請につきましては、一般基準と立地基準により許可の可否を審議いただくこととなります。

まず一般基準ですが、各項目とも適当、該当なしとなっており、問題はないと判断しております。

立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会報告にもございましたので、割愛をさせていただきます。

以上です。

職務代理人 以上、提案と報告がありましたが、質問を受けます。どなたかありませんか。

中原委員。

農業委員 11番、中原です。これ■■■■さんの経営状況を教えていただきたいと思いますが。住所が南区の方で波多江のほうで農業をすると。あと、福岡市のほうにもこういうふうな経営地がありますか。

職務代理人 分かりますか。

事務局 よろしいですか。■■■■さんの経営状況としまして、まあこの申請地の隣接するハウスのほうで施設栽培をされてあるということで、一応、ベビーリーフを作付されてあるようになっております。

もともと、今回、経営面積としましては、1反を超える状況にはありません。もともと、所有地があったんですけども、そのうちの一部が今回の申請地になっておりますので、以前の利用権の設定で経営規模を増やされてあるという状況にはなっております。

以上です。

職務代理人 それでいいですか。

農業委員 はい。

職務代理者	藤嶋委員、いいですか。
農業委員	同様です。お願いします。
職務代理者	ほかにございませんか。
	(質問、意見なし)
職務代理者	ほかにないようですので採決に入ります。 許可相当と思われる方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
職務代理者	全員です。 これによって4条は許可相当と判断いたします。
職務代理者	事務局。
事務局	議案書の30ページをお願いいたします。 議案第182号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。 この案件の中の1番の案件につきましては、次の議案、第183号の農地転用許可後の計画変更承認申請の2番と関連がございますので、合わせて御審議をお願いいたします。 1番の提案が終わりましたら、調査部会からの提案、説明につきましては、2番以降も続けてお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。
職務代理者	それでは、第2調査部会で現地調査を行っておりますので、提案と報告をお願いします。 すみません。1時間ほどたちましたので、休憩します。
	(休憩)

職務代理者

再開します。
第2調査部会のほうから提案と報告をお願いします。

調査部会長

それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査資料の3ページと4ページをお願いします。申請地の位置や関係図面については、議案書の32ページから36ページを参照ください。

同時に審議いただく農地転用許可後の計画変更承認申請の2番についても同じ資料となります。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、転用目的が建売分譲ですし、住宅地に隣接しています。周辺に農地もありませんので、許可相当であると判断をしております。

また計画変更承認申請に関しても、承認相当と判断をしております。
続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の調査説明資料の5ページと6ページを御覧ください。申請地の位置や関係図面については、議案書の37ページから43ページを参照ください。

農地区分は、福吉駅からおおむね500メートル圏内ですので、第2種農地相当です。調査部会としましては、転用目的が建売分譲ですし、周辺農地への影響もないことから、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の7ページと8ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については、議案書の44ページから48ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地の第2種農地相当です。調査部会としましては、転用目的が洋菓子製造販売店であり、周辺農地への影響もないことから許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の9ページと10ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については、議案書の49ページから51ページをお願いいたします。

農地区分は、農振農用地ですので農用地区内農地で、調査部会としましては、農地改良を目的とした一時転用申請ですし、工事完了後はネギを作付すると計画されてあるため、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の11ページと12ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については、議案書の53ページから56ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当です。調査部会としましては、周辺農地はなく、近隣で開発行為を行った業者が販売資材等の置場とするために申請されていますので、許可相当と判断をしております。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

別冊の現地調査説明資料の13ページと14ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については、議案書の57ページから61ページを御覧ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上ですので、第1種農地です。調査部会としましては、集落接続の例外規定に該当し、住宅建築を目的とした申請ですので、許可相当と判断をしております。

職務代理者

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。5条の案件の1番についてなんですが、この申請地につきましては、今回、計画変更の承認申請も同時に審議をいただいておりますが、令和3年の10月26日付で現在の所有者が自己用住宅を建築するという目的で転用許可を取得されておったわけですが、所有権の移転のみがされている状況で、現場のほうは全然着工されていない

いというふうな状況で現在に至っております。

以前に許可を取得しておりますが、未着工で目的が達成されていないため、完全に農地から除外されているという状態にはなっておりません。したがって、計画を変更することの承認と新たな転用申請としての審議を同時に行っていただいて、手続を進めていくこととなります。

まず、1番につきましては、概略説明としては以上です。

あと、5番の案件ですけれども、志摩津和崎の件ですが、調査部会の時点では、図面が申請地に、中央部分をのり面切り土してスロープを設けるような計画を立ててあったわけですが、で、販売促進資材としてののぼり旗を置きますというふうな計画をされておりましたが、もう本当につい先日なんですけど、もう土地の形状は扱わずに資材だけを置きますというふうな図面の差し替えがありました。

ただ、その事務局としましては、ただ資材を現状のまま置くだけということになるのですが、まあこれだけの面積が本当に要るのかどうかっていうところがもう不明確に逆になってしまいましたので、ちょっとなかなかすぐにスムーズに進めるのがちょっと困難かなというふうには考えております。

一応、そういうふうな状況を踏まえての御審議をお願いできればと思っております。

それから、続けて、基準表、全体的に説明をさせていただきたいと思うんですが。農地法の5条の規定による許可申請につきましては、4条と同じように一般基準と立地基準により、許可の可否を審議いただくこととなります。議案書の23ページの基準表になるんですが、一般基準につきましては、各項目とも適当、該当なしとなっております問題はないと判断はしておりますが、先ほど申し上げました5番の案件につきましては、審査表上は各項目問題なしと議案書のほうは今、記載をしておるんですが、そういうふうな図面の差し替えがちょっと後先になってしまった関係で、今回の場合は判断が変わるということになると考えております。

何が引っかかってくるのかと言いますと、判断項目の6番、計画面積の妥当性という部分について、申請地にどのような資材をどの範囲置くのかというふうな記載も計画図上ございませんし、申請面積が全て必要なのかというところが判断がつかないというふうな状況です。

続きまして、その立地基準につきましては、先ほど議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会の報告にございましたので割愛をさせていただきたいと思っております。

合わせて、またちょっと1番に戻るんですが、計画変更の承認申請の審査表についても説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案書70ページのほうになります。1番につきましては、今回、転用目的と事業者が変更となりますので、70ページの表の大きく上段と下段と判断区分があ

ね。これ分譲地なの。いや、現場見とらんけん、ちょっと分からんとです。分譲地であって、逆にまだ分譲地が残ってる状態ですか。

農業委員 いや、残ってるのも余り地。家建てられんの。

農業委員 もうここだけがもう残っとうのに、のぼりとか資材置場っていう話ですよ。のぼりっていうのは何ののぼり立てるの。

農業委員 何か売りよりもすとかっちゅうこと。

事務局 いいですか、議長。

職務代理人 事務局。

事務局 恐らく、のぼり旗というのがですね、この譲受人のほうがすぐ近くにも建売分譲をしてるんですよ。で、その販売用のこう何々住宅とかこう立ってるじゃないですか。多分、そういったのを一時的に置いたりとか、そのような形だと思います。

職務代理人 ほかにありませんか。
それだけ解決して。はい。

農業委員 ほかにその、この5番以外いいんですか。5番以外。

職務代理人 いいですよ。中原委員。

農業委員 11番、中原です。受付番号4番の農地改良の件ですけど、51ページ、52ページのこの断面図、特に52ページの断面図を見ますと、現況下です、特にA'、B'のほうに境界より横にずれて造成されるようになってますけども、これはどういうことでしょうか。

職務代理人 はい。事務局。

事務局 52ページの横断図のところ、上段の部分、A-A'のところの右側のほうに擁壁って書いてあるところですかね。そこはちょうど南側のほうの隣地になるんですけども、そこについてはのり面部分も埋め立てるということですので、そこは地権者のほうへの同意書はもう取られてある状況です。埋立て同意ということですね。

あと、下段のB-B'の右側道路となっているところの、ちょうど三角

になってるところですね。その部分についても、まあ道路管理者が建設課のほうになってますので、そこで今ちょっと協議をしてるという状況にはなっています。

で、どっちみち施工同意書はもう手続をされてある最中ということですね。

以上です。

職務代理人 許可の見込みはあると。

事務局 は、あります。大丈夫です。

職務代理人 いいですか。中原委員。
ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

職務代理人 ないようですので、採決に入りたいと思います。
まず、意見がたくさん出た5番の部分だけ別に採決したいと思います。
5番について許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

職務代理人 なしですね。ないようですので、5番については継続審議としたいと思います。

そのほかの1、2、3、4、6番を一括して審議したいと思います。1番から6番を許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

職務代理人 全員です。
5番を除く1番から6番を許可相当としたいと思います。

職務代理人 事務局。

事務局 議案書の62ページをお願いいたします。
議案第183号「農地転用許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

うことで。どうでしょうか、その辺りの皆さんの意見は。丸山委員。

副会長

丸山ですけど。ここの土地は最初から何かあの、ずっと1枚の土地の、家が建つ前のときからちょっと、ずっとここ見に行って、調査行ってたんですけど、大体、最初からこう、売りんしゃあときにそのこの、最初の方がこう手前のほうから売って、変な、何ていうんですかね、ここの土地どうするのって、上がり口もなければ何もない、道も、ここの、横の道もない状態のときのあれでしたから、私は最初から大体心配してたところなんです。ね。

で、結局、今、家が2軒建って、そこだけが残ってる、最終的にそこだけが残ってるから、資材置場にするのかなっていう感じでしか受け取れなくて、資材置場にするにしてもその上がり口がもともと道も何もない高い畑のところ、こう上がっていくところに道を作ってっていう形のあれだった、状況だったから、ここはその最初から余った土地をただどう使うかなっていう感じでの何かあの、その、どうやって言いますかね、あの、今度買われる方のあれじゃないかなと思って。

そこら辺はちょっとやっぱりきちんと。余ったけん何か資材置場にしようかっていうくらい感じじゃないかなとは思って私は見てたので。

ただ、それこそ、本当、道も、そのきちんとしないと、そこできないところが多いので、もう少しそこら辺はやっぱり継続審議としてきちんとどんなふうにするかっていうのは話し合っ。あの、向こうとちゃんと話をしたほうがいいのかなとは思いました。

職務代理者

ほかにありませんか。

これはなかなか現場を見とかんと分かんと思えますけど。

農業委員

分かんですね。

職務代理者

第2調査部会の方でほかに意見のある方いらっしゃったら。原田委員。

農業委員

丸山委員さんが言われるようにですね、やっぱり不整地、整頓してないしですね、そこに上がるその何といいますか、スロープみたいな感じでもないし、ちょっとやっぱりちゃんとした上下ですね、ちゃんとあの、住宅もありますし、もう少しそうしたところをきちんと出してもらわんといかんのじゃないかなと思います。お願いします。

職務代理者

古家委員。

農業委員

8番、古家です。のぼりって言われましたけど、何ののぼりなんですか

職務代理者 事務局、分かってる範囲でお願いします。

事務局 確かに一番当初、許可を取られたときというのは、恐らく、確かに中原委員言われるように疑ってかかっているかんのでしょうけども、そのときは多分、しっかりした具体的な計画を持って許可申請されて許可まで受けられてあるので、そのときは確かにその、まあいろんな転用目的を達成するための資料ということで、資金の計画であったりとか、具体的な計画、必要最小限の面積であるのかどうかとか、いろんなその書類を出して、まあ一般的に出していただいて、審査を行って、まあ今までもずっと来てる状況ですので、そのときは多分、現所有者につきましてはもう本当に建てようというふうなことでは計画されてあったんだろうとは思いますが、ただ、先ほど理由として、ちょっと転勤というか、出張が多いということで、それもそのときにはそういうふうな状況になかったんじゃないかなとは思われますので、まあ一応、そのときはそのときでもう具体的なもう本当に家を建てるといふことでの申請で許可を取ってあるので、それがなくなってきたということでの、今回の計画変更になったのかなとは思われます。

職務代理者 それでよろしいでしょうか。

農業委員 はい。

職務代理者 ほかにありませんか。東司委員。

農業委員 18番、東司です。5番の津和崎の件ですけども、調査部会で私も行きました、やっぱあの、さっきの図面じゃこうスロープをつけていって上がるような形になってましたが、それが変更になるということで、その現場を見ましても、資材を持ち上げることもちょっと今の状態じゃ困難のような気がしますので、やはりどのようにして物を持ち上げるか、またどのような形でその物を置くのかっていうのははっきりしたことがあがった上で判断をしたほうが私はいいと思います。

以上です。

職務代理者 今の意見について何か。ほかにありませんか。

確かに現行は幅も狭うして、こう土が盛り上がってですね、それこそ上り上がらん、極端な話、急斜面通って、極端なところの、私ちょっと上って、その上上がったんですが、その幅も2メートルぐらいあったやろうか、奥行きはちょっとあったけど。そこが、建築資材置場になるとっていうぐらいのところでした。何を置くかって聞いたら、やっぱのぼり旗とい

農業委員	のぼりが立ってる。
農業委員	のぼりが立っちょるところですけど。まず、のり面とかあってですね、それが資材置場として認められるものかっていうちょっと、検討をお願いしたいんですけど。
職務代理者	事務局、答えられるか。事務局。
事務局	<p>今の御質問はのぼり旗とかそういった資材で許可し得るものなのかというところなんでしょうけれども、まあ一応、のぼり旗ということで私、申し上げたんですが、のぼり旗も置かれるんですが、それ以外のまあそんな大きな物じゃないんですが、建築資材も一部置くというふうなことでの記載がありますので。</p> <p>ただ、それらの資材をその申請地のどの部分にどの範囲置かれるのかってところが今の図面上では出てきておりませんので、その辺りがはっきりしないと、うち判断つかないですよというふうな話は一応先方のほうには伝えてます。</p> <p>で、最悪もう判断が今月つかなければ、もう継続審議っていう形になる可能性がありますということも伝えてはおります。</p> <p>以上です。</p>
職務代理者	よろしいですか。
農業委員	はい。
職務代理者	ほかにございませんか。中原委員。
農業委員	<p>11番、中原です。1番のですね、先ほどこの事業の計画変更ということで事務局のほうから説明ありましたけども、最初からちよつとこう、疑ってかかっちゃいかんとですけども、転売目的で購入、購入というか転用されて、実際はそのこっちの、ほとんど県外もというふうな話だったもんでですね、その自己用住宅というのがそもそももうどうやったのかなど。</p> <p>これはその、あくまでも推測でしか判断はできないと思うんですけど、ちよつと何かそういうふうな、ここ近年、二、三年のうちにどっか転勤族になるというんだったら分かるんですけど、最初からずっと、ほとんど県内におらん、県外にいらっしゃるということで、そこに自己用住宅を建てるっていうのはどうなのかというふうにちよつと思いましたので、まあ推測でしかないんですけども。</p>

るんですが、上段のほうの表に基づいて該当するか否かを判断することとなります。

まず、一番上のほうからになるんですが、まあ大まかに言いますと、許可を取得している事業を目的どおり達成することが困難であると認められるかどうかという部分につきましては、まあ現所有者がお仕事の関係で出張が多く、ほとんど県外にいらっしゃるということで、もう実際、戸建てをここに設けることは難しいということの話が来ております。

それから、2段目に関しましては、農地法の第51条第1項、いわゆる違反転用に関する文言になるんですが、許可の取消処分等の処分が困難であったり、不相当と認められるかどうかということになるんですが、今回の場合は特段違反行為があるわけではございませんので、そこはもう不相当であるというふうに判断をしております。

また次の下の段にいきまして、まあいろいろと項目が書かれてあるんですけども、許可の取消しを行って、旧所有者に戻ったとして、農地として活用される見込みがあるのかどうかということになるんですが、もう実際、旧所有者に関しましても、転用されること前提での譲渡がされてあるということですので、元の所有者に戻ったとしても、耕作の見込みはないというふうに判断をしております。

それから、目的達成が転用事業者の過失によるものではないと認められるかどうかという部分についても過失は特段見当たらないというふうに判断しております。

それから、変更後の転用事業により、周辺地域の農業に影響を及ぼすものかどうかという部分につきましては、特段、周辺に農地は残ってはおりませんので、支障はなしと判断しております。

それから最後に、変更後の転用事業が農地転用許可基準に照らして、許可相当であると認められるかどうかにつきましては、立地基準、一般基準ともに許可相当と認められるというふうに判断をしております。

以上のことから審査項目、計画変更の部分についての審査項目については全て該当すると判断をしております。

以上です。

職務代理者

それでは、農地法5条の申請について、提案と報告がありました。これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。藤嶋委員。

農業委員

6番、藤嶋です。5番ですね、先ほど計画等がはっきりまだされていないという状況が言われましたけども、実際、位置的に坂とか形状から見てですね、何の資材を置くためのあれっかってちょっと私分からなかったんですけど。

先ほど2番の案件につきましては転用目的と転用事業が変更となりますので、5条申請と同時に御審議いただきましたので、この議案の中では1番のみの御審議をお願いできればと思っております。よろしくお願ひします。

もう、取りあえず報告をいただいて、それから補足します。

職務代理者

調査部会長。

調査部会長

報告いたします。農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について。番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農地改良ですが、期間の延長で令和5年10月で終わるところを令和7年の10月6日までということになっております。

別冊の現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については議案書の64ページから69ページを参照ください。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満ですので、その他農地、第2種農地相当となります。先月の継続審議案件で雨水の排水経路や計画、土砂が流出した場合の対応等、資料を提出してもらってから判断することとしておりました。

調査部会としましては、議案書の96ページにもありますように、沈砂池の設置など被害防止対策について十分な検討がなされていますし、搬入路沿いの碎石の撤去も確認できましたので承認相当と判断をしております。

職務代理者

事務局。

事務局

補足をさせていただきます。先月の案件から新たに追加していただいている分が69ページに添付しております図面になるんですけども、この69ページの図面にあります沈砂池になるんですが、一応これは工事期間中だけではなく、工事完了後も引き続き設置して下流への土砂の流出防止対策としてずっと設置をして管理をするようにということで申請者には伝えております。

万が一、流出した場合の対応につきましても早急に行うようにということで伝えた結果、もう承諾をいただいておりますので、していただけるものというふうに考えております。

その他詳細については地元行政区のほうと十分に協議をして進めるよう

にということも伝えております。

それでは、引き続き基準表の説明をさせていただきます。基準表につきましては、63ページのほうになるんですが、今回の計画変更の承認申請につきましては、転用目的を変更せず期間の延長のみの変更となりますので、下段のほうの表に基づいての判断になります。まず、変更後に事業者が事業計画に従って実施することが確実であるか。それから2番目に変更後に周辺地域における農業等に及ぼす影響が変更前と比べて同等またはそれ以下となるかどうか。最後に、変更後の事業が農地転用許可基準に合致したものであるかの3つの項目に該当するか否かを判断することになるんですが、3項目とも該当しているというふうに判断はしております。

先ほど、調査部会長の報告にもありましたように、先月ちょっと懸案事項となっております搬入路沿い離合場所として碎石を一部田んぼに入れてあったところがあったんですが、そこも現地調査の際に全て撤去されてあるということは確認をしておりますので、まあ追加で報告させていただきます。

以上です。

職務代理者 以上、説明と提案がございましたが、質問、意見のある方ございませんか。山北委員。

農業委員 14番、山北です。期間が2年間延長ということになってますけど、やっぱりこの2年間まで延長しなければならぬのか、この期間まで延ばせるってことでこの期間、2年間取ってあるのか、そこら辺ははっきりとしたその期間延長の期間っていうのは関連あるんでしょうか。

職務代理者 事務局。

事務局 一応、期間の定めにつきましては、今回の立地が農振の白地ということで一時転用の期間は最長5年間認められてるというふうにはなっております。

今のところ3年が経過しておりますので、残り2年をとということでの申請にはなっておるんですが、県のほうなり、うちのほうも申し上げますのは、一応、2年での承認で申請として審議は行っていきますが、もうできるだけ早く、1年で終わるものであれば1年で終わらせるようにというふうな指導はしっかりしてはおります。

以上です。

職務代理者 よろしいですか。

農業委員	はい。
職務代理者	ほかにありませんか。中原委員。
農業委員	11番、中原です。先月の総会の中で、地元地域の方とも合意といいますか、話し合いをして、その結果、まあこういうふうなの、69ページの地図辺りが、写真辺りが出てきてると思いますけども、まあ地元の区長辺りはもうこれで大まかいいやろうというふうにまず納得したのかどうかはです、ね、確かに搬入路の土辺りは除いてあるということですけども、まあ行政区としてのその何かいな、承認じゃないですけども、まあ話し合いとか行ってるのかもちょっと確認したいです。
職務代理者	調査部会長が見ていて何か分かっとなら。
調査部会長	<p>やっぱりこの2年間延びるということについてちょっと区長も交えて話したんですけども、地元の考え方ではもう大体、今の状態でもうやめられんかと、こういう話が出まして、一応、意見書というのを県のほうにも提出した状態にはなっております。</p> <p>それでまたはっきりした県のほうからのもう返答というのもまだはっきりしたことはありませんし、大体その、いろんな書類上に照らし合わせると、そのもう、その反対というか、それはもうちょっとできんというふうな感じですので、私はそう思うとりますけども、そのまだ地元の関係者との話がどうあったというのは業者とのほうの話ができたということはまだ聞いておりません。</p>
職務代理者	事務局、何か補足があったら。事務局。
事務局	<p>私が今現在で聞き及んでいるのは、その業者のほうと地元のほうとは協議を進めてはいると。ただ、結局この2年延ばすことがいい悪いって言うところまでの結論にはちょっとうちのほうではまだ何も地元のほうからも聞いてはおりません。</p> <p>ただ、やはりその法律上の判断といいますか、その運用上の判断で、その最長5年間というところがありますので、そこはもう、そこはそことしてちょっと地元のほうとしても考えてはおるというふうなことは区長さんも何となくはそういったニュアンスのことは言われてありました。</p> <p>少なくとももう事業者のほうもちょっと県のほうとかにも相談に行かれてあるということは聞いてますので、で、県の担当者のほうも先ほど申し上げましたように、もう早ければ早いだけいいので、もう早急に完了させるようにというふうなことも指導してますし、私のほうも直接、業者のほう</p>

うにも伝えてはおりますので。

一応2年で承諾がされたとしても、早く終わる分には完了届を出してもらえればとは考えてますので、まあ一応聞き及んでる内容としては以上です。

職務代理者 宗委員。

農業委員 12番、宗です。今からまた2年間その土砂とかどどんん持ってきたらまた土の容量がどどんん増えるんでしょうかね。で、もし、こういうところが地すべりとか大雨でだあつと流れた場合は、災害が起こった場合は、農業委員会が許可しとうけん、おまえたちがいかんばいってというふうに言われてもいかんけんですね、そういうところを何か言っているんじゃないかな、そういうとを書いてもらえんかなと思ってですね、業者の。

業者のというか、ちょっとあるばってん、言い方が悪かったところもあったんですけど、何かそういうことをできんかなと思ってですね。

職務代理者 これ、大体、許可基準に合うた設計で設計したったいね。

農業委員 これで許可基準ですか。

職務代理者 角度とか。

副会長 3番、丸山です。この計画がですね、何年か前、最初に話があったときに、このこういう今、入り口にしても、山のあの、今、ここにあのあれがありますよね、上から入ってくるとか、最初のときのその山をこう、崩してじゃないけど、するの、1町近くのあれがほとんど、もうずっと段々に削られてなるといったときに、最初のときの計画と、このまあ3年たったりとかしていく間に、一応、地元の方とは話合いはされてて、水利関係といろいろ話合いばそれで大丈夫で許可下りてたんです。

やっぱりこういう、3年たってこういう状況になって、私たち最初のときは下からしか見られなかったんですね。そのあの、行ったときに、その土地を畑にされるっていうところで来たときは。

そしたら、ものすごい高さで、30メートルぐらい下のところからこうずっと見ているだけで、これ実際に工事が始まってこれ何年もたつと、こういう状況になって、またいろんなこう、さっき言われたように、大雨が降ったりとか何かするたんに、やっぱり状況変わってくるからですね、地元との話合いの中で、やっぱり区長さんたちも替わるし、替わってくると、そこら辺のところの状況変わっていくからですね、そこら辺はそのたんびたんびに、こう何か地元との話合いをしながら生活してもらわないか

んとか、そういうところはしていかなきゃいけないんじゃないかなとこの前、現場見てそれ思ったんですね。

だから、今回またあと2年延びるから、あとそこら辺をまた地元の方とどうやって話ししていくのか。また、計画変わったり、状況変わったりしていくとどうなっとうかなっていうのはちょっと心配して、私この現場見てきたんですけど。そこら辺のところを今後ですね、最初の計画のときに、そのときだけのあれじゃちょっと難しいかなとは思って、ちょっと現場見てきたんですけど、事務局、そこら辺どんなですか。

地元との話合いがですね、現場、その状況によって変わるっていうことですよ、結局。

職務代理者 古家委員。

農業委員 8番、古家です。計画どおりでも仕事は進んでるんですよ。だから、期間の延長だけであるんですよ。そしたら、何らその問題ないんじゃないかと思ひまして。

職務代理者 今回は古家君が言うごと、設計はもう前、設計の段階では許可しとう関係で、工事が終わらないということで2年間の延長申請が出とうけん、それについてここで話し合うということになるかと思ひます。

農業委員 期間延長だけですよ。

職務代理者 山北委員。

農業委員 前回聞いたときにですね、どうしてその3年まで終わらなかったんかっていう理由を聞いたときに、ほかのところをしてたとか、何かそういうことをちょっと回答で聞いたんですけど。

それってその契約してる以上ですね、期間に終わらせるのが普通なんで、それって違反ですね。結局、それを認めてまた2年間延長するっていうのがいいのかどうかですね、そこが何かちょっとルーズだなと思ってるんですけど。

2年間もかけてそのもう一度、計画の、自体も変わらなくて、期間だけを延長するっていうことが、それで何か納得がいけないというのがあるんですけど。

あれだったらもう1年間で終わらせてもらいたいという、そういう気もします。

職務代理者 先ほど、事務局から説明しよる2年間延長するけど、工事はなるべく早

く終わらせてくださいっていうことを再三申し入れとういうことを言っ
ていくわけですね。

ほかにありませんか。奥委員。

農業委員

13番、奥です。私は丸山委員がおっしゃったあの地元の話が。で、こ
の前の話のときも土砂の流出ということで、沈砂池があるのに、流出する
ということが、そこを掘ってないのかなと思ったりまして。それと、あの
また入り口のほうに道を広げたとか。そこは改良されたということであ
ったと聞いておりましたけど。

やはり、そういうとがあるんで、やはり地元の方ともお話し合いをもつ
てもらえば許可できると思います。

職務代理者

そこ辺り、今回どうか、継続審議っていうわけにはいかんです、期間延
長ですもんね。会長何か意見とかありますか。

事務局長

まずは、古家委員がさっき言われたように、今回は期間の延長、計画ど
おりに仕上げるのに、思った以上に建設発生土が恐らく発生しなかったか
ら、予定どおり終わらなかったということじゃないかなと思います。

一応ですね、一時転用の審査基準っていうのがあって、農振農用地は最
長3年間、白地は5年間っていうのがあります。例えば、5年間あるの
に、3年間で終わらせようという計画って、実際、3年間で終わらなかつ
たと。まあ今回みたいなケースなんですけど、1回に限り延長が可能とい
う決まりがあります。なので、今回はそれにのっとってやられるので、基
準上、何ら問題はないっていうことになります。

じゃあその、地元の意見は無視していいのかっていう話になるんですけ
ど、地元もいろんな意見があるんだろうと思うんですよね。で、どんな条
件つけても強行に反対される方もおられる中で、じゃあどこまで、全員が
賛成しないと許可出さないとか、多数決で、まあ6・4ぐらいで賛成が多
いから許可にするのか、そうなったときに、じゃあどう判断するのかって
いうのも出てくるだろうと思います。

なので、そうですね、どこが落としどころになるかちょっと分からない
んですけど、今回、まあ沈砂池をここに設けるっていうのと、暗きょ排水
とかで排水対策もしっかりされてる。で、うちのほうからお願いをした、
途中あの、一部農地に道を広げてるっていうところの是正もされてるとい
うこと。

まず、一番心配されてるのが、今回、許可相当という意見を出したとき
に、じゃあここで災害が起きました。農業委員会の責任はっていうふう
に言われると思うんですけど、まああくまで、設計は業者がやってること
で、許可に関しては、こういう事業をしたいという申出に対して、しても

いいよっていう許可なんですね。しなさいっていうものではないので、当然その許可権者とか意見をつけた農業委員会に責任が及ぶってというのはまずないと思ってます。あくまで行為者が責任を取るだろうと思っております。

一部出てましたけど、じゃあ覚書を取ったらどうかっていうことも言われましたけど、覚書はほとんど意味がないというか、業者に逃げられれば終わりなんで、そこはあんまり意味がないだろうと思っております。

で、まあそういうことも含めて判断いただきたいんですけど、決して賛成に誘導するつもりはないんですけど、書類上は整ってるので、まあ不許可相当だとか、さらに継続審議にして、で、1か月延びて、まあこの先その行政区のほうがずっと反対されてるからってことで、意見がまとまらずに、数か月延びました。で、やっと許可が出ましたという。また間に合わないってなったときに、逆に業者側から引き延ばされたせいで工期に間に合わなかった。そういう損害が生じたっていう可能性もあるので。その辺も含めて判断をいただきたいなと思っております。

職務代理人

ありがとうございました。

今の意見を聞いて、どなたかありませんか。

皆さんの責任もそこまで心配することはないということでしたので、採決を採りたいと思っております。ちょっと鬼塚君、挙手の数を数えて。

事務局

はい。

職務代理人

許可相当と思われる方の挙手をお願いします。何人。

事務局

15です。

職務代理人

18名中15ね。

事務局

はい。

職務代理人

15名の賛成がありましたので、許可相当と判断いたします。

職務代理人

事務局。

事務局

議案書の71ページをお願いいたします。

議案第184号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

	<p>また、御審議の後に監督員の指名をお願いいたします。</p>
調査部会長	<p>これも第2調査部会で調査しておりますので、報告いたします。 農地改良届出について、番号1番。</p> <p>【議案書に基づき読み上げて報告】</p> <p>別冊の現地調査説明資料の17ページと18ページをお願いいたします。申請地の位置や関係図面については、議案書の72ページから74ページをお願いします。</p> <p>第2調査部会としましては、レモン作付のため届出地内の一部の切土、その土を使って段を増やされるということです。この件については、関係各課、支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為と思われるので、受理相当と判断をしております。</p>
職務代理人	<p>以上、提案と報告がありましたが、質疑をお受けしたいと思います。どうかございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
職務代理人	<p>ないようですので、採決を取りたいと思います。 許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
職務代理人	<p>全員です。よって、農地改良届は許可相当といたします。 監督委員を指名します。原田正成委員、お願いします。</p>
職務代理人	<p>事務局。</p>
事務局	<p>議案書の75ページをお願いいたします。 議案第185号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について」。除外案件です。農業振興課より提案いたします。よろしくお願 いします。</p>
農業振興課	<p>農業振興課の古屋です。よろしくお願 いいたします。 11月22日に糸島市農業振興地域整備促進協議会において審議を行</p>

い、承認されました池田東土地区画整理事業に伴う農振整備計画からの除外について農業委員会の皆様に御意見をお伺いさせていただきます。

議案第185号別紙資料と記載された資料を御覧ください。

初めに農業振興課から農振法に基づく除外要件について主だった点を説明させていただき、事業内容については後ほど都市計画課から御説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、案件の説明に入ります。資料の1ページを御覧ください。池田東土地区画整理事業の対象となる農振農用地面積は田が15万1,071平米、畑が2,568平米の15万3,639平米です。

3ページをお願いします。農振法第13条第2項による除外の要件に係る検討事項についてですが、1つ目の要件については、当該変更に係る土地が農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当かという点についてですが、都市計画マスタープランにおいても、都市的誘導ゾーンとして位置づけられ、こういった箇所でも20ヘクタール以上のまとまった宅地として利用可能な土地は周辺にはないと考えております。

3つ目の要件は、周辺農用地に支障を及ぼすおそれがないかという点についてですが、5ページの上段に農振土地利用計画図を添付しております。南側以外は白地に接しております。また、南側につきましても国道202号バイパスを挟んでおり、直接行き来ができる場所ではないため、農用地の集団化や効率化などに支障を及ぼすおそれは少ないと考えております。

4つ目の要件、現在の耕作者への影響についてですが、当該地での耕作者は28人です。そのうち7人が認定農業者となっております。その28人の耕作者のうち、4人が代替地を希望しており、区画整理組合で個別に調整すると確認しております。

認定農業者のうち1人とは最終的な合意までには至っていないということですが、この認定農業者の耕作地は大部分がほかの地域であり、当該農地がなくなったとしても認定基準を満たすことは可能であると判断しております。ただし、代替地を希望する場合などは、組合のほうで対応していただく必要があると考えておりますので、今後も必要に応じて対応していただくように伝えていきます。

5つ目の要件につきましても、水路や農道などに支障を及ぼさないかという点になりますが、その点につきましても、水路の調整池の設置や、必要に応じた水路幅の拡幅などにより周辺農用地区域への影響はないよう計画をしているとのこと。地元水利委員からの承諾書をもって影響がないことを判断しておりますが、今回、高田の水利委員からは条件つきでの承諾をいただいております。池田の水利委員からは現状まだ提出がございません。その点につきましても、後ほど都市計画課から改めて説明させていただきます。

以上が農振法に基づく要件に対する市としての見解となります。事業の詳細につきましては、都市計画課から説明させていただきます。

都市計画課

都市計画課課長の岩村でございます。本日は農業委員会において、説明の機会いただきましてありがとうございます。

池田東土地区画整理事業につきましては、平成30年から農地地権者によりますまちづくりが検討され、令和元年6月に準備組合が設立され、市では令和3年7月に当準備組合からの請求によりまして、技術的援助の決定を行いまして、準備組合、市の双方で事業化に向けて準備を進めてきたところでございます。

このたび、国における都市計画、農林漁業との事前協議が完了しまして、当事業の都市計画決定に関して9月より手続を進めておるところでございます。本日、当委員会で糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取を御審議いただくこととなっております。概要説明につきまして、担当係長の深海より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

都市計画課

都市計画課都市開発係長をしております深海と申します。よろしくお願ひいたします。

(仮称)池田東地区土地区画整理事業の市街化区域編入に伴う農業振興地域の区域変更についてということで、お手元のこの資料に沿って説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず、今回編入する位置についてですけれども、1ページ目です。糸島市東部に位置しますJR筑肥線沿線地域で、福岡市西区との行政境にあり、西九州自動車道や国道202号バイパス、瑞梅寺川に接している約26.3ヘクタールの地区でございます。

次のページです。土地利用の現況といたしましては、一部宅地、雑種地が引っついておりますが、大部分は農地でございます。

次です。このたびの変更につきましては、市の上位計画に基づくまちづくり、土地区画整理事業の実施に伴いまして、市街化区域編入による都市計画の変更と同時に農業振興地域の縮小による農業振興地域整備計画の変更をお願いするものでございます。

次のページです。市の上位計画の第1次糸島市都市計画マスタープランにおきましては、池田東地区は計画的市街化誘導地区に位置づけており、市街化区域への編入を基本に土地区画整理事業等を活用した市街化整備を図っていくものでございます。

次のページになります。これらのことにより、国、県との下協議を実施しております。場所についてですが、市街化区域内に2ヘクタール以上のまとまった農地、未利用地がなく、また農用地以外にも編入可能な一団の

区域が残されていないことから、池田東地区に替わる規模の候補地がないことを説明いたしまして、九州農政局の一定の理解が得られたところでございます。

次に、土地利用計画の概要ですけれども、本地区はJR筑肥線沿線地区で、国道202号バイパス沿いでもあり、福岡市側の市街地にも接した利便性の高い地区ですので、土地区画整理事業により市街化区域に編入し、周辺の土地利用と整合した健全な市街地形成を図ることを目的としております。

市街化区域への編入区域面積は、JR敷地と瑞梅寺川を入れて、約26.3ヘクタール、施工区域は約23.3ヘクタールとなり、計画人口は1,100人から1,500人を想定しております。また、この池田東の計画人口は糸島市政策的誘導人口の10万4,000人に含まれるものです。事業期間は、令和7年度から令和15年度で令和5年10月時点での仮同意率は91%でございます。

土地利用としては、図の中の黄色の場所には、戸建て住宅や集合住宅などの良好な住宅地エリアを計画しております。また、地区南側の国道202号バイパス沿いのグレーの場所には地域の利便性を高める商業エリアを計画しております。床面積3,000平米以内のスーパー等の施設を核としてドラッグストアやクリニック、飲食店などの日常生活利便施設を誘導する予定でございます。

先ほどの古屋主幹からありました池田東水利委員と池田地区区長の承諾についてですけれども、池田東水利組合の総会を開催されて判断したいとの意向でございまして、令和5年12月10日に臨時総会が開催される予定ですが、準備組合は土地区画整理事業の内容を事前に水利組合の構成員さんのほうに説明されて意向を確認したところ、28名のうち半数以上の21名が承諾されているということで報告を受けております。

最後です。手続の流れについてですが、都市計画の手続においては、9月6日から9月19日の2週間、原案の閲覧を行っております。その中で公述の申出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

先月、11月22日に農業振興地域整備促進協議会にかけていただきまして、本日の農業委員会の後は法定縦覧し、県の都市計画審議会を経て、令和6年9月頃市街化区域編入と農業振興地域の区域変更の決定告知を同時に行う予定でございます。

区画整理事業においては、下の段になりますけれども、令和7年2月頃の組合設立認可に向けて進めていく予定でございます。認可後は、事業進捗に併せまして農地転用の届け出を提出させていただくことになり、事業完了及び組合解散については、令和16年3月を予定しております。

以上で説明を終わります。

職務代理者	ありがとうございました。今、説明がありましたが、質問、意見がある方。宗委員。
農業委員	12番、宗です。ちょっと農地とは関係はないんですけど、この資料見てたら、1,000人から1,500人ぐらいなんか人が増えてるんですよ。で、車のアクセスの問題とかの、池田から、しかもまた都市高速じゃなくて、こうスロープとかのですね、その下りる道とか、上っていく道とかいう、ああ、インター、インター。そういうともあの、考えてあるのかなと思って。 インターのその下りたり上ったりする道。
都市計画課	今、御質問いただきました高速道路のインターにつきましては、都市計画マスタープランでは、うちのほう、波多江インターというところで、構想はございますけど、まだ具体的にそのインターを造るっていうところまでには至っておりません。
農業委員	分かりました。
職務代理者	ほかにありませんか。
議長	1番、内野です。まず、農業委員会としては、一番問題なのがやっぱりこの4番のところですかね、耕作者が28人おって、認定農業者が7名、そして、耕作者のうち4人が代替を希望しているということで、まず1名は合意に至っていないということで、やっぱこの何か15町からの農業振興地の面積が入っております。そういった中でやっぱり、そういった農業経営者をやっぱりちゃんとしてもらわんと、そらその、その都市がこうできるのはいいんですけども、自分たち農業委員会としては、その農地、農業を守るという使命がありますので、そこいらは十分加味しながら、何ですか、そのまだ合意に至っていない方との話合いも十分行っていただきたい、そのように考えております。よろしくお願いします。
都市計画課	その件については、最後まで十分に対応させていただきますので。はい、分かりました。
職務代理者	合意がなければ計画は進まないということですか。それとも、ある程度は見切り発車するんですか。
都市計画課	継続してずっとお話しさせていただくというところで、進めながら継続してお話しさせていただきます。

職務代理者 ある程度は見切り発車ということね。

農業振興課 この項目につきましては、認定農業者の方が今後この農地がなくなることによって認定基準を満たすかどうかというところ、もし、この農地がなくなって認定基準が満たさないということになれば、要件を満たさないというふうになります。

今回の方につきましては、大部分がこの池田じゃない別の場所で営農してある方で、一部だけがここで土地を持ってあるという方になります。計算上は、ここの農地がなくなったとしても十分認定基準を満たすような方でありますので、まあ対応はしてもらい必要があると思いますが、要件は今のところ満たしてるというふうに判断しております。

議長 1番、内野です。その要件を満たしているとか満たしていないとかじゃなくてですね、農業経営としてその場所がなくなったら、そこから収入がなくなるんですよ。そこいらをちゃんと考えてもらわんと、そして、その代替地なりをちょっと十分に考えていただきたいなというふうに思っております。

もう要件は満たしとうけんが、経営規模にさほど影響はないでしょうというような考え方はちょっとあんまりじゃないかなというふうに考えます。

農業振興課 ちょっと説明が悪かったかもしれないですけど、農業振興課としてもですね、認定農業者の方の御要望というのはちゃんと対応してもらいが必要だと思っておりますので、農地の拡大が必要なのかとか、その今言われてある要件がどういったことかということ踏まえて、組合のほうには検討してもらおうということは強く言っていきたいと思っております。

職務代理者 あくまでも組合が対応するということですね。

農業振興課 はい。

職務代理者 奥委員。

農業委員 13番、奥です。もう地域計画も立ててるんですよ。もうその中でも説明はあるとですか。ということですね。

農業振興課 先日、池田のほうで地域計画の話合いが行われたというふうに聞いております。もちろん地域計画に含まれると進まないような状況もございます

ので、地域としてはですね、ここは外していかれるような地域計画の内容になってくるものというふうに考えております。

農業委員 8番、古家です。地域計画、私出席したんですけど、そのことがもう外した状態で地域計画を話し合いました。で、みんなそのところはみんな納得されてました。
以上です。

職務代理者 ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

職務代理者 ないようですので、採決に入ります。
この議案185号に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

(ほぼ全員挙手)

職務代理者 ほぼ全員です。賛成多数とみなしまして、許可相当といたします。

職務代理者 事務局。

事務局 議案書の76ページをお願いいたします。
議案第186号「糸島市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について(計画変更)」となっております。再度、農業振興課のほうより提案をお願いいたします。

農業振興課 引き続き、議案第186号として令和4年度から実施しております農業振興地域整備計画の変更案について、A3の概要で御説明させていただきます。

A3の裏面、糸島市農業振興地域整備計画の変更についてと記載している面からお願いいたします。

まず、農業振興地域整備計画とは優良農地を確保し、農業振興のための各種施策を計画的、集中的に実施するための総合的な農業振興の計画です。国が定める基本指針、県が定める基本方針に基づき、市町村の農業振興地域整備計画を策定することとなっております。

農業振興地域整備計画は農用地利用計画とマスタープランと言われる2

つで構成し、計画の構成につきましては、国が示す参考様式に沿って作成しております。これまでの計画の時点修正を行うことを今回の変更の基本としております。

右側にこれまでの経過と計画変更について掲載しておりますが、まず昨年度に基礎調査というものを実施しました。これは農振法の12条の2により、おおむね5年ごとに農用地等の面積や土地利用の状況などに関する現況及び将来の見通しについて調査することとなっております。

この基礎調査により必要が生じた場合に、農業振興地域整備計画を変更しなければならないとなっており、今回、見直しを行うこととしております。

1市2町の策定の経過については、この真ん中に記載しているとおりでありますが、合併後は平成27年に定期見直しを行っております。

続きまして、裏面をお願いいたします。農業振興地域整備計画の内容について、まず、左側に記載している農用地利用計画と言われるものが地番ごとに指定している農用地区域を指定したものになります。

農振法で定める農用地区域を踏まえて現在、指定しておりますが、今年の6月に農振促進協議会において見直しの方針を検討いただき、それを踏まえて今回策定しております。

その結果、この一番下の表のとおり農用地面積についてはおよそ463ヘクタールの増加の4,383ヘクタール。白地農地については142ヘクタール増の1,208ヘクタールで合計606ヘクタールの増加。現況農用地以外につきましては、山林原野や農地ではない土地について、それぞれ整理を行い566ヘクタール減となっております。

農用地面積の増加につきましては、恐らく合併前の1市2町で集計のやり方がそれぞれあって、例えば、登記簿面積での集計を行って町や、実際の耕作面積での集計など、違いがあったと考えられますが、今回は全て登記簿面積で統一しました。その結果の増加になります。

右側にマスタープランを掲載しておりますが、これは国のガイドライン、参考様式集で示されている各項目に沿ってそれぞれ糸島市の現状及び目標について記載しております。

別につけております青い見出しの本文と張っている分が今回の全体の計画案になります。

その次に付図という見出しをつけておりますが、これは土地利用計画図として市内全域の農用地区域を示す図面などを掲載しております。またA3の概要に戻っていただきまして、裏面の右下ですが、今後の流れを掲載しております。

先ほどのとおり11月22日に農振促進協議会を開催しまして、現在、各関係機関に意見聴取を行わせていただいております。この農業委員会の分や、また農協、土地改良区、森林組合に意見聴取を行っているところで

す。

今後は、県知事との意見照会や計画案の縦覧を30日、異議申し立てを15日間取り、またその後に県知事との協議と最後の同意をもらった上で計画が完成するという流れとなります。

説明は以上です。

職務代理者

今、提案されましたが、質問や意見のある方ございませんか。

ちょっと説明が簡単で分かりにくかろうと思いますが、これ、全部説明してもらいよったら半日ぐらいかかりますので。

基本的に農振の除外というのは、もう非農地化しようというか、荒廃地を主に除外するというふうな考え方でよろしいですか。

農業振興課

はい。今回、除外の検討をしましたところは、この農業委員会さんでもらってるあの非農地証明が出た部分についてや、地目が既に山林原野化してる場所。あと、集落の中にぽつんと農用地が入ってる箇所とかがありましたので、今回そういった場所を整理しているというふうになります。

非農地証明等はもう毎月それぞれこう出してもらってると思いますが、その都度、農振から外れるというわけではありません。5年に一度のこの基礎調査を踏まえた定期的見直しにおいて、その過去5年間の非農地が出てくる部分とかがっていうことはこういう時点で整理するという事で考えております。

以上です。

職務代理者

分かりました。係長。

事務局

通常、農振除外の案件で大体3月、9月の締め切りで、大体7月、11月ぐらいに個別の農振除外とか、編入とか、用途区分の変更ということで議案に上がってると思います。そういうものは地番が指定されて、そこで何をしたいかという転用計画までついた上で皆さんに御審議いただいて、支障がないかということで意見を出していただいているのが通常の農振除外とかの流れになるんですけど、今回、さっき説明があったように、おおむね5年に一度、まあ見直されるということで、そういう何ていうんですかね、具体的な転用計画がない、もう現状非農地化してるだとか、まあそういうところについて、もう全体的に見直して除外をしていくっていう手続になるっていう。まあおおむねそういう考えでいいんですよ。

農業振興課

はい。

事務局	<p>そういうことなので、多分その整備計画の変更に係る意見聴取ということで提案されましたけど、なかなかぴんとこないと思うんですけどまあそういう具体的な転用計画がないんですが、おおむね5年に一度こうやって見直しを行って、もう農業振興地域として活用しないようなところを除外していくという作業となりますのでよろしくお願いします。</p>
職務代理者	<p>山北委員、どうぞ。</p>
農業委員	<p>14番、山北です。これって地域計画も参入したことになるんですか。</p>
農業振興課	<p>地域計画につきましては、今、各集落のほうに入っております、来年度いっぱいまでに全集落発表するというところでございます。</p>
	<p>この農振農用地を基本として、誰がどこに耕作しているのか、その人の張りつけだったりとか、農地の集積、集約も含めて、将来、10年後の計画をつくっていくものでございますので、これとは別に今、発表を進めているところでございます。</p> <p>だから、農振は農振で耕作計画を見直すというところでございますので、別にちょっと少し考えていただければというふうに思います。</p>
職務代理者	<p>ほかにありませんか。藤嶋委員。</p>
農業委員	<p>6番、藤嶋です。参考にお聞きしたいんですけど、今後の関連してきます道路整備とか生活環境整備と併せて、幹線道路といわゆる農道的な配置と、そこいらのこういう計画に対して、入れ込み、どういうふうに取り込んで考えてあるか、その辺が分かるとれば聞かせていただきたいんですけど。</p>
農業振興課	<p>道路関係ということでございますが、例えば、道路の拡幅において、農振農用地の一部が道路が広がっていくとですね、農地が道路になってしまうということがございます。そういうものにつきましても、今回の見直しにおいて、全部、道路用地を拾いまして、その部分につきましては、農振の除外を行うということになっております。</p>
	<p>基本的には、地方公共団体、国とか地方公共団体が行う工事につきましては、農振除外の許可は不要でございますので、それが全部、工事が終わって見直しの段階で調査して除外をさせていくと、そういうふうな流れになっております。</p>
	<p>併せまして、雷山の運動公園につきましても、糸島市が事業主体ということでございますので、今回の全体見直しで外させていただくと、除外をさせていただくという流れでございます。</p>

以上でございます。

職務代理者 よろしいですか。

農業委員 はい。

職務代理者 ほかにありませんか。濱地委員。

農業委員 16番、濱地です。多面的機能支払交付金のこの面積がですね、この図面によりますと、今、減っているような感じのやつが、もうそれはもうこの時点でまあ減りますよね、この計画の時点じゃなくて、どの時点で減ることになってるんですか。

農業振興課 基本的には、多面的機能、もしくはこの中山間の支払い制度においてはですね、面積が変わるようなところは、農用地から外れるようなことは特にないというふうに思っております。

今回の見直しにおいては、明らかに山になってる部分、原野になってる部分、それと道路とか変わってる部分というところが除外の対象にしておりますので、基本的にそれまで活動してる範囲については変わらないというふうに考えております。

職務代理者 よろしいですか。

農業委員 はい。

職務代理者 ほかにありませんか。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。主な変更理由のところに、ちょっとあの、山林とか原野分かるんですが、近代化困難というところってどういうところなんですか。

職務代理者 農業振興課。

農業振興課 段差があつたりとかつていうことで、まあつながりはあるけど、圃場整備とかのようなどころには適さないような狭い部分の農地とかつていうようなのが近代化困難で集計をしております。

職務代理者 副会長。

副会長	分かん。
職務代理人	分かんって。加茂委員。
農業委員	<p>9番、加茂です。非農地後の農地面積が660平米増えたというような形になってますけど、現状の集計のやり方が変わったからということでさっきこれをおっしゃいましたけど、従前のこうやってあの、集計の仕方だとどれぐらいなのっていう部分。何か急に、要するに今までの流れからすると変わってくると思うんですよね。そこら辺の資料か何かあれば教えていただきたいと思うんですが。</p>
職務代理人	振興課。
農業振興課	<p>農業振興地域整備計画につきましては、昭和40年代から、50年経過する計画でございます。当時は、手計算で積み上げて集計していたところを、今回、デジタル化を進めまして、GISを活用して集計をさせていただいております。</p> <p>その積み上げの結果が過去からの積み上げとは乖離が生じてしまっているというような状況で、今回600ヘクタールほど超過が起きてしまったということでございますので、資料としましては全部GISで計算した結果というのがございますので、この場ではお示しはしておりませんが、そういうふうな資料を基に今回600ヘクタールほど増えまして、全体で5,591ヘクタールの農用地区域の面積ということでございます。</p> <p>以上です。</p>
職務代理人	<p>今後はこの数字が基礎になるということですね。いいですか、加茂委員。</p>
農業委員	はい。
職務代理人	ほかにありませんか。
	(質問、意見なし)
職務代理人	<p>ないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第186号について採決します。許可相当と思われる方の挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)

職務代理者

挙手多数とみなして、186号は許可相当といたします。

職務代理者

これで全ての議案が終了しました。
その他について事務局からの説明をお願いします。

事務局

その他の項に入りますが、まず1ページ目のその他の項目の順で進めさせていただきます。

まず、非農地証明願の発行について、11月分になりますが、議案書の78ページから85ページに資料を添付させていただいております。一覧表につきましては78ページに添付しております。この中の志摩小富士の4筆についてはまだ耕作が可能であると判断をしましたので非認定とさせていただきます。それ以外の案件につきましては認定相当ということで、証明書の発行の手続に今入っている状況です。

それから、2番目の農地法第3条第1項の規定による許可の取消しについて。これも86ページに載せております。それから次ページの87ページにあっせんのでんまつについても添付をさせていただいております。

続いて、農地対策委員会A班の報告については、もう委員長のほうからの報告をお願いできればと思います。

農業委員

農地対策A班の現地調査の報告をいたします。11月22日に現地調査を行いました。番号1番、前原の株式会社L a i Z eの件です。令和4年の6月11日から令和12年の6月10日まで利用権が設定されています。農地内で野球教室を行っているので指導した案件です。

9月6日L a i Z eの■■■さんが5条許可申請書を取りにこられたのですが、2か月たっても提出がないので確認に行きました。ちょうど本人がおられ、話を聞くことができ、もう野球の練習施設としては使わないということで、そのときに利用している鉄パイプを使ってビニールハウスを建てるつもりでおりますと、今、見積りを取っているということでしたが、5条の許可申請は行うということで、何を申請されるのか分からないので提出を待ちたいと思います。

番号2番、有田の学校法人瑠璃学園のグラウンドの件ですが、前回の面談にて秋になったら購入している果樹の苗を植える予定とのことでしたので見に行きました。グラウンドの中にはトラロープが張られ境界がはっきりしていました。内側には重機で穴が掘られ、一部ミカンも植えてありました。ちょうど後見人の、といいますか、世話人といいますか、納富開発の社長さんが見えて、いろいろお話を伺い、この秋には園児たちによる芋掘

りを行ったそうです。ようやく本来の姿が見えてきたのではないかと
思っております。

番号3番、香力城園の■■■■さんの案件です。数回指導したにも関わ
らず、相変わらず建築廃材や木の根っこ、冷蔵庫などが置いてあり、改善
の余地が全く見られませんので、県に見せて指導を仰ぎたいと思います。

番号4番、二丈一貴山の■■■■さんの新規就農の営農状況です。現地
は耕作したと思われる根が残され、周辺の耕作放棄地がある中、よく管理
されており問題はありませんでした。

番号5番、二丈深江の■■■■さん。この方も新規就農ですが、栽培の
ハウスを借りて育苗をし、ネギを植えたいということでしたが、現地は耕
作放棄地状態で、手つかずの状態でした。手紙を出して指導してもらっ
ようとしております。

以上です。

事務局

続いて、農政対策委員会のほうからの報告をお願いいたします。

副会長

報告いたします。11月17日に行いましたけども、状況としまして
は、4時から行います農地利用状況調査の結果についてということで、推
進会議の中で説明をしていただきたいと思いますと思っております。

いろいろこう意見が出て、まだこうタブレットのことでいろいろ出た
んですけども、何かまたその中でいろいろまた来年までにちゃんとでき
る、タブレットが使えるようなことを継続していきたいということであ
ってございましたので、そこら辺はまた話していきたいと思えます。

それから、農業者年金の加入の進捗の状況についてですね、またこの推
進会議の中で説明していただきたいと思います、それから意見交換会もしたいとい
うことです。

それから、来年度、農業委員会の視察研修についてですけども、前年度
と同様に7月下旬に計画しております。また、どこに行くかとか何かにつ
いてはまたこれから話し合い、進めていきたいと思っております。

それから、農業組織の意見交換会についてなんですけども、今ちょっと
少しコロナ禍でしてなかったんですけども、ふたばの会の方とか、新規就
農者の方を集めてですね、一緒に1年に一度ぐらいは話合いとか意見
交換会をしていきたいなということを計画していきたいなと思っております。

それから、広報委員会もあつたんです。広報委員会のほうでは皆さんの
手元に行ってると思えますけども、この28号の発行って届いてあると思
えますけども、これ発行しております。

それから、次年度というか、来年6年の4月につきましては、表紙、波
多江の担当、それから、頑張ってますにつきましては、引津の担当になっ

ておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で報告を終わります。

事務局

続きまして、92ページのほうに農業経営改善計画の認定者一覧表を添付しておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

それから、最後に今後の日程になりますが、1ページのほう、下段のほうに載せておりますが、第23回の総会、来年の1月10日の1時半から、もう新庁舎のほうに移りますので、1階の101、それから102号会議室のほうで開催予定にしております。それから、第3調査部会、12月25日、月曜日の1時半から。こちらは2号会議室、ちょうどこの階の下、新館の4階になります。それから、非農地調査が12月の21日の木曜日。これはもう該当するところの農業委員さん、推進委員さんのほうにはまた連絡を入れさせていただこうと思っております。

それから、その他のその他になりますが、一旦総会が終わられましたら、旧前原市のエリアの農業委員さん、ちょっと協議したいことがありますので、といたしますか、内容としましては、農業共済組合の総代の推薦依頼が来てますので、ちょっと協議をいただければと思っておりますので、終わりましたらちょっとステージの辺りに集まっていたいただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

事務局からは以上です。皆さんのほうから何かあれば。

議長

研修会の日程はどうなの。

事務局

もう推進会議で言おうかなと思つてます。

職務代理者

ありませんか。

副会長

新庁舎ですよ、次は。

事務局

はい。新庁舎です。

職務代理者

どこ行ってよかか分からんたい。

事務局

ここは多分閉まつとうと思ひます。

職務代理者

1階ですね、多分。

事務局

1階です。

- 副会長 そうやね。
- 事務局 正面玄関入っていただいたら、多分、左手のほうに進んだ奥のほうになるかと思いますので。
- 農業委員 大会議場になると。
- 事務局 イメージ的にはですね、庁舎の南側の車庫の2階の奥側に11号、12号と10号と3つあるんですけど、その11号と12号を続けたぐらいの大きさじゃないかなとは考えてます。
- それでは、ほかはないようであれば、閉会のほうに移ります。閉会の挨拶を丸山副会長よりお願いいたします。
- 副会長 本日も慎重審議ありがとうございました。
- 最初の挨拶、会長の挨拶にありましたように、あともう3週間すれば新しい年になります。皆さん、あと3週間ありますけども、体調に気をつけて元気に新しい年を迎えていただくようお願いしたいと思います。
- それでは、第22回糸島市農業委員会を、これをもちまして終了いたします。

令和5年12月8日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

3 番 丸 山 文 子

17番 宗 敏 郎

